

奈良県過疎地域持続的発展方針

(令和3～7年度)

令和3年9月
令和4年4月改正

奈良県

目 次

はじめに	1
I 基本的な事項	1
1 過疎地域の現状と課題	1
(1) 地域指定の状況	1
(2) 過疎市町村の人口の動向等	3
(3) これまでの過疎対策の実施状況	5
(4) 過疎地域等の現状及び課題	5
2 過疎地域持続的発展の基本的方向	9
3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画との関連	10
II 分野別取組方針	11
1 移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成	11
(1) 移住・定住の促進	11
(2) 地域間交流の促進	11
(3) 人材育成	11
2 産業の振興	12
(1) 産業振興の方針	12
(2) 農林水産業の振興	12
(3) 地域産業の振興	13
(4) 企業立地の促進	13
(5) 起業の促進	13
(6) 商業の振興	14
(7) 観光・レクリエーション	14
(8) 家業の継承	14
3 地域における情報化	15
(1) 情報通信基盤の整備	15
(2) 情報通信技術の有効活用	15
(3) 地域デジタル化の推進	15
4 交通施設の整備及び交通手段の確保	15
(1) 道路インフラの整備促進	15
(2) 国道、県道及び市町村道の整備	15
(3) 農道及び林道の整備	16
(4) 交通確保対策	16
5 生活環境の整備	16
(1) 生活環境の整備の方針	16
(2) 簡易水道、汚水処理施設等の整備	17
(3) 消防・救急体制の強化	17
(4) 警察施設の機能強化	17
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	18
(1) 保健及び福祉の向上及び増進の方針	18
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	18
(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	18

7	医療の確保	19
	(1)医療の確保の方針	19
	(2)救急医療対策	19
	(3)特定診療科に係る医療確保対策	19
8	教育の振興	19
	(1)教育の振興方針	19
	(2)郷土教育の充実	20
	(3)教育環境の整備や教育内容・教育方法の充実	20
	(4)教育・文化施設等の整備	20
9	集落の整備	20
	(1)市町村との連携協定の締結	20
	(2)交流のまち(郷・里)づくり	21
	(3)移住・定住のまち(郷・里)づくり	21
	(4)集落の再編整備	21
	(5)彩りの庭づくりの推進	21
10	地域文化の振興等	21
	(1)地域文化の振興等の方針	21
	(2)地域文化の振興等に係る施策の展開	22
11	再生可能エネルギー利用の推進	22
	(1)環境にやさしいエネルギーの利活用による地域活力の向上	22
	(2)緊急時エネルギー対策の推進	22
	(3)エネルギーをかしこく使うライフスタイルの推進	22

奈良県の過疎地域



はじめに

奈良県では、これまで過疎地域の将来を見据え、移住者の受入体制の整備や様々なイベントの実施などにより、地域の振興を図ってきた。

しかしながら、今なお続く急激な人口減少をくい止めるには至っていない。

本県の過疎地域において、森林と水を守りつつ、人と経済の好循環を図り、持続可能な地域社会を形成していくことが重要であるとの考えのもと、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条に基づき、「奈良県過疎地域持続的発展方針」を策定する。

I 基本的な事項

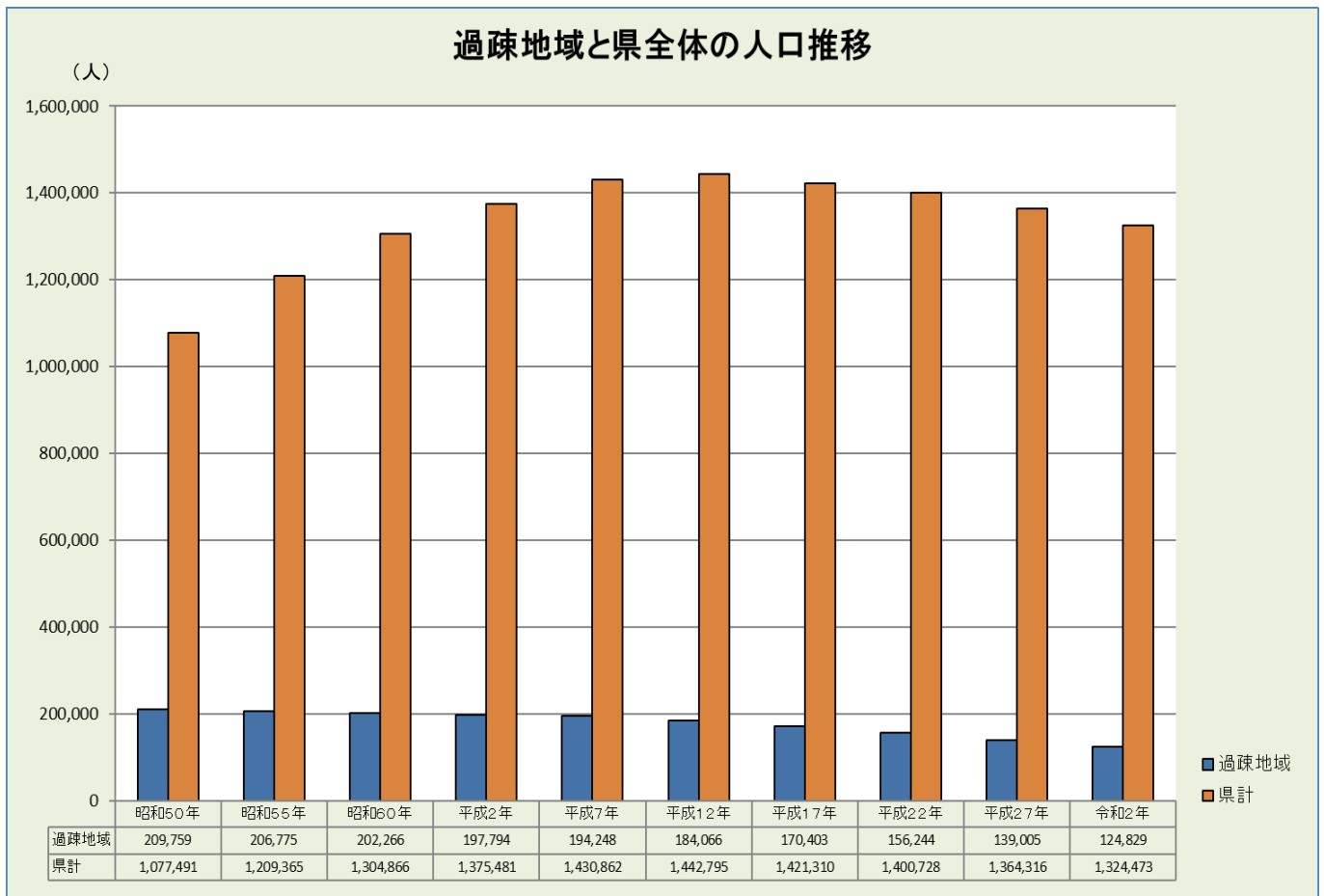
1 過疎地域の現状と課題

(1) 地域指定の状況

本県は、北西部の大和平野地域、東部の大和高原地域、その他の南部地域として地勢上区分される。

本県人口は、平成12年まで急激な増加を続けてきたが、この主たる要因は大和平野地域における社会増によるものであり、一方で、過疎市町村を多く含む大和高原地域及び南部地域では、継続的に人口が減少する過疎化現象を呈してきた。

過疎市町村の面積は約2,865 k㎡で、県全体の約78%を占めているにもかかわらず、令和2年の国勢調査人口は124,829人と、全県人口の約9.4%を占めるにすぎない。さらに、過疎市町村の面積のうち約89%が林野であり、可住地は極めて限定されている。また、平成30～令和2年度の3カ年平均財政力指数をみても、過疎市町村の平均は0.221で、財政基盤は極めて脆弱である。



令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき令和4年4月1日に公示された本県の過疎地域は19市町村となっている。

過疎市町村 五條市、御所市、宇陀市 （3市）

三宅町、高取町、吉野町、下市町 （4町）

山添村、曾爾村、御杖村、明日香村、黒滝村、天川村、
野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村 （12村）

公示年月日	公示市町村	適用条文
平成12年4月1日	室生村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	法第2条第1項
平成14年4月1日	菟田野町	法第2条第1項
平成17年9月25日	五條市の一部（西吉野村及び大塔村の五條市への編入合併による）	法第33条第1項
平成18年1月1日	宇陀市の一部（菟田野町及び室生村を含む宇陀郡4町村の合併による）	法第33条第2項
平成22年4月1日	山添村	法第2条第1項
平成29年4月1日	五條市（全部過疎）、御所市、宇陀市（全部過疎）、三宅町、明日香村	法第2条第1項
令和3年4月1日	変更なし（18市町村）	法第2条第1項
令和4年4月1日	高取町	法第2条第1項

(2) 過疎市町村の人口の動向等

過疎市町村に対しては、過疎地域対策緊急措置法等により、道路をはじめとする社会資本、生活環境の整備、産業の振興及び福祉・医療の充実等各種の過疎対策事業を実施してきた。

この結果、昭和50年以降の人口減少は、全国的な傾向と比較して緩やかな減少傾向を示していたが、平成7年から令和2年にかけて人口減少率が大幅に拡大し、依然として過疎市町村の減少傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

さらに、近年は社会減に加えて少子化の影響もあり、自然減が拡大傾向にある。

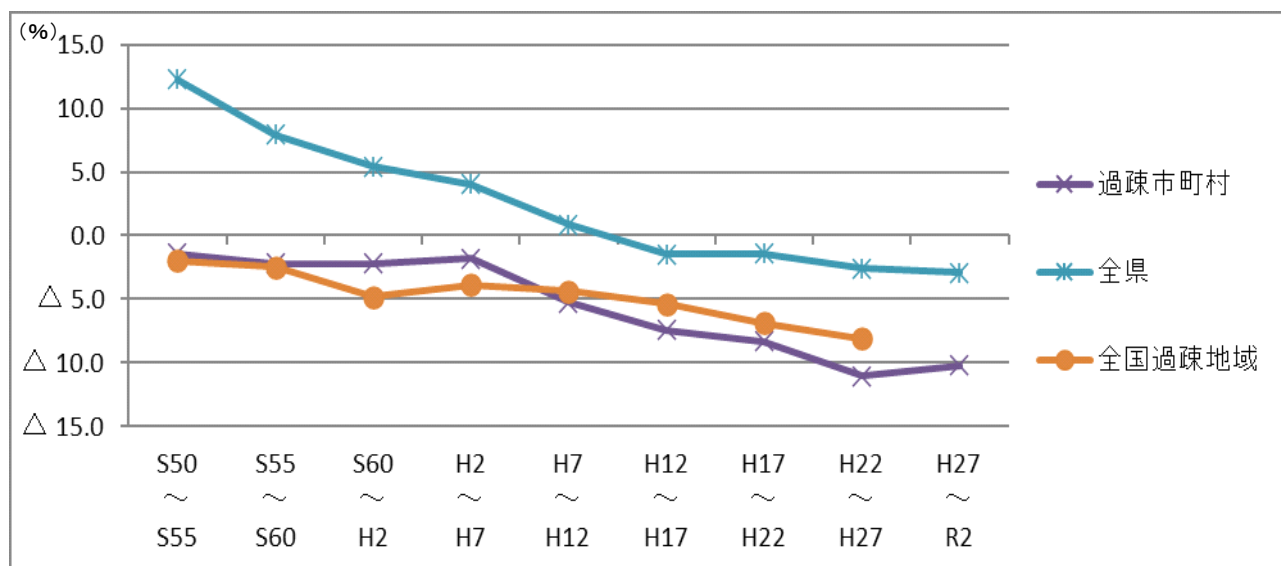
人口構成について見てみると、高齢者（65歳以上）比率は年々増加するなど、高齢化が加速傾向にあるとともに、若年者（15歳以上30歳未満）数及び若年者比率も年々減少しており、より一層地域社会の活力の低下が進行している。

◇過疎市町村の人口減少率の動向（資料：国勢調査）

[単位：%]

	S50 ～ S55	S55 ～ S60	S60 ～ H2	H2 ～ H7	H7 ～ H12	H12 ～ H17	H17 ～ H22	H22 ～ H27	H27 ～ R2	S50 ～ H27	S55 ～ R2
過疎市町村	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.2	△ 1.8	△ 5.2	△ 7.4	△ 8.3	△ 11.0	△ 10.2	△ 33.7	△ 39.6
全県	12.2	7.9	5.4	4.0	0.8	△ 1.5	△ 1.5	△ 2.6	△ 2.9	26.6	9.5
全国過疎地域	△ 2.0	△ 2.5	△ 4.8	△ 3.9	△ 4.4	△ 5.4	△ 6.9	△ 8.1		△ 32.4	

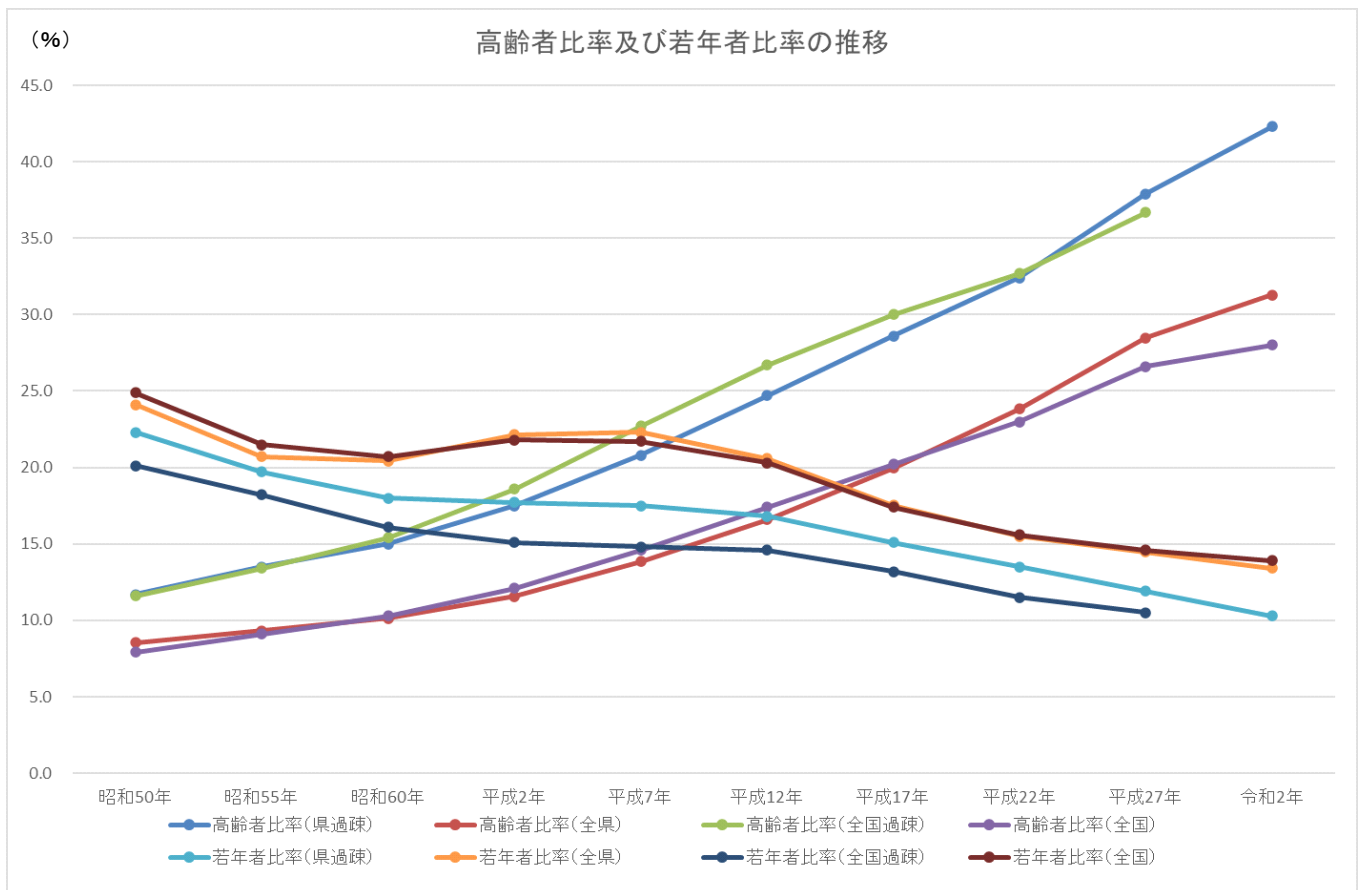
※全国過疎地域の状況については、令和2年4月1日現在の817市町村に係るものである。



◇高齢者比率及び若年者比率の推移(資料:国勢調査)

[単位: %]

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者比率(県過疎)	11.7	13.5	15.0	17.5	20.8	24.7	28.6	32.4	37.9	42.3
高齢者比率(全県)	8.5	9.3	10.1	11.6	13.9	16.6	19.9	23.8	28.5	31.3
高齢者比率(全国過疎)	11.6	13.4	15.4	18.6	22.7	26.7	30.0	32.7	36.7	
高齢者比率(全国)	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.0
若年者比率(県過疎)	22.3	19.7	18.0	17.7	17.5	16.8	15.1	13.5	11.9	10.3
若年者比率(全県)	24.1	20.7	20.4	22.1	22.3	20.6	17.5	15.5	14.5	13.4
若年者比率(全国過疎)	20.1	18.2	16.1	15.1	14.8	14.6	13.2	11.5	10.5	
若年者比率(全国)	24.9	21.5	20.7	21.8	21.7	20.3	17.4	15.6	14.6	13.9



(3) これまでの過疎対策の実施状況

企業の誘致をはじめ、農林水産物など地域の特産物の開発・育成を通じた地域産業の創出など、各地での創意工夫をこらした産業振興策、交通通信体系や上下水道の整備、加えて「奈良モデル」の取組のひとつである南和広域医療企業団の設立などによる生活環境の整備などの過疎対策事業の実施により、依然として非過疎地域との間に格差を残しながらも改善されつつある。

また、地域間交流の促進については、本県過疎地域の有する豊富な自然や歴史文化資源を活用した交流・体験を伴う観光レクリエーション、スポーツイベント、文化イベントの取組などにより、交流人口の増加など、一定の成果がみられるところである。

※「奈良モデル」：「市町村合併に代わる奈良県という地域にふさわしい行政のしくみ」であるとともに、人口減少・少子高齢化社会を見据えて、「地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営をめざす、市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働のしくみ」

(4) 過疎地域等の現状及び課題

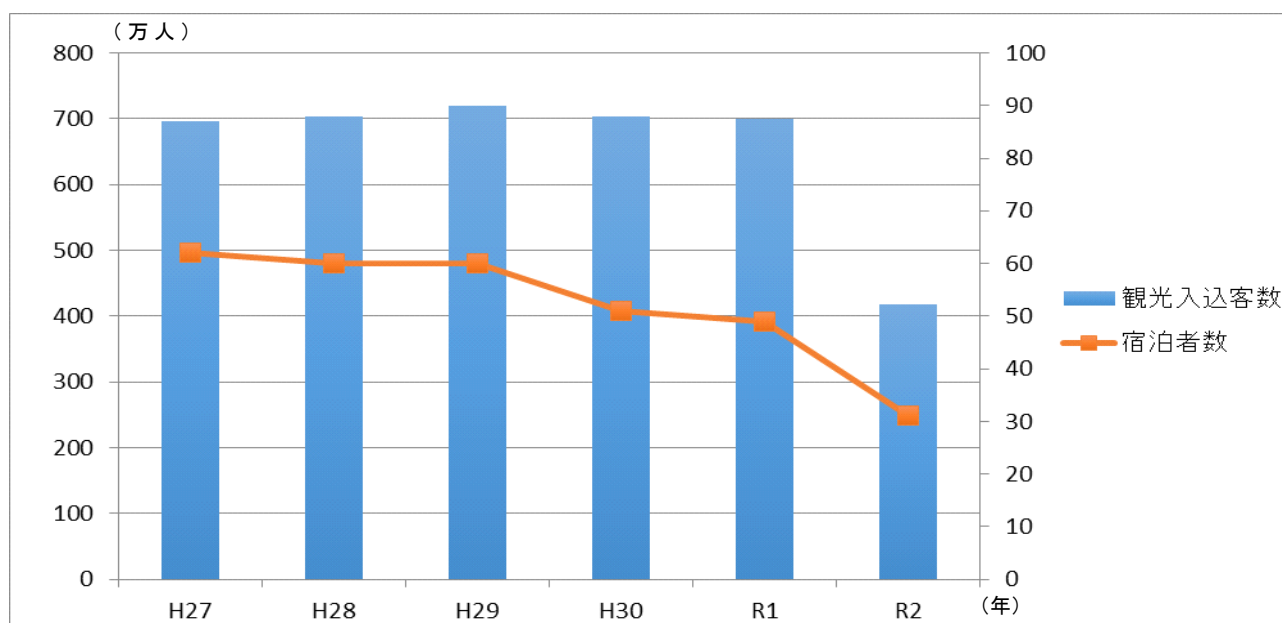
本県では、過疎地域の多くを含む南部東部地域（「御所市、五條市、宇陀市、山辺郡、宇陀郡、高市郡、吉野郡」を指す。以下同じ。）の振興を図るため、「奈良県南部・東部振興基本計画」を令和3年3月に策定する中で以下の課題が明らかになった。

上記計画対象地域ではないが、北西部に位置する三宅町も同様に急激な人口減少、高齢化などの課題を抱えている。

(ア) 観光客の動向

平成23年9月の紀伊半島大水害で一時的に落ち込んだ観光入込客数は、積極的な観光プロモーションの実施等、様々な取組により、一定回復したが、近年は地震や大雨、猛暑等の自然災害の影響もあり横ばい傾向であった。令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少している。

宿泊者数は、横ばい傾向であったが近年では、台風等の自然災害や施設の一部休業の影響により減少していた。令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少している。



(イ) 観光客数の季節的偏り

吉野山の桜の時期、葛城山のツツジの時期、花しょうぶの時期、夏のキャンプ時期、秋の紅葉やススキの時期には、多くの観光客が訪れる。

一方で、それ以外の季節は、観光客が少ない閑散期となっており、一年を通じて観光客に訪れてもらうための対策が必要である。

(ウ) 宿泊客の発地状況

過疎地域の宿泊客は約8～9割が近畿府県からで、県内からの宿泊客数は少ない状況である。県内でのプロモーションや長期滞在も見込める首都圏等へのプロモーションの充実が必要である。

(エ) 観光資源

過疎地域には、吉野山の桜、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、十津川温泉、葛城山のツツジ、曾爾高原のススキ、「女人高野」室生寺、明日香村の歴史的風土など、認知度の高い観光資源がある。

一方、認知度は低いものの、祭りや伝統芸能、郷土料理など、観光資源となりうる魅力的な地域資源がたくさん存在しており、その活用が求められている。

さらに、新たな観光客層を開拓するため、観光資源の創出が求められている。

(オ) 交通アクセス

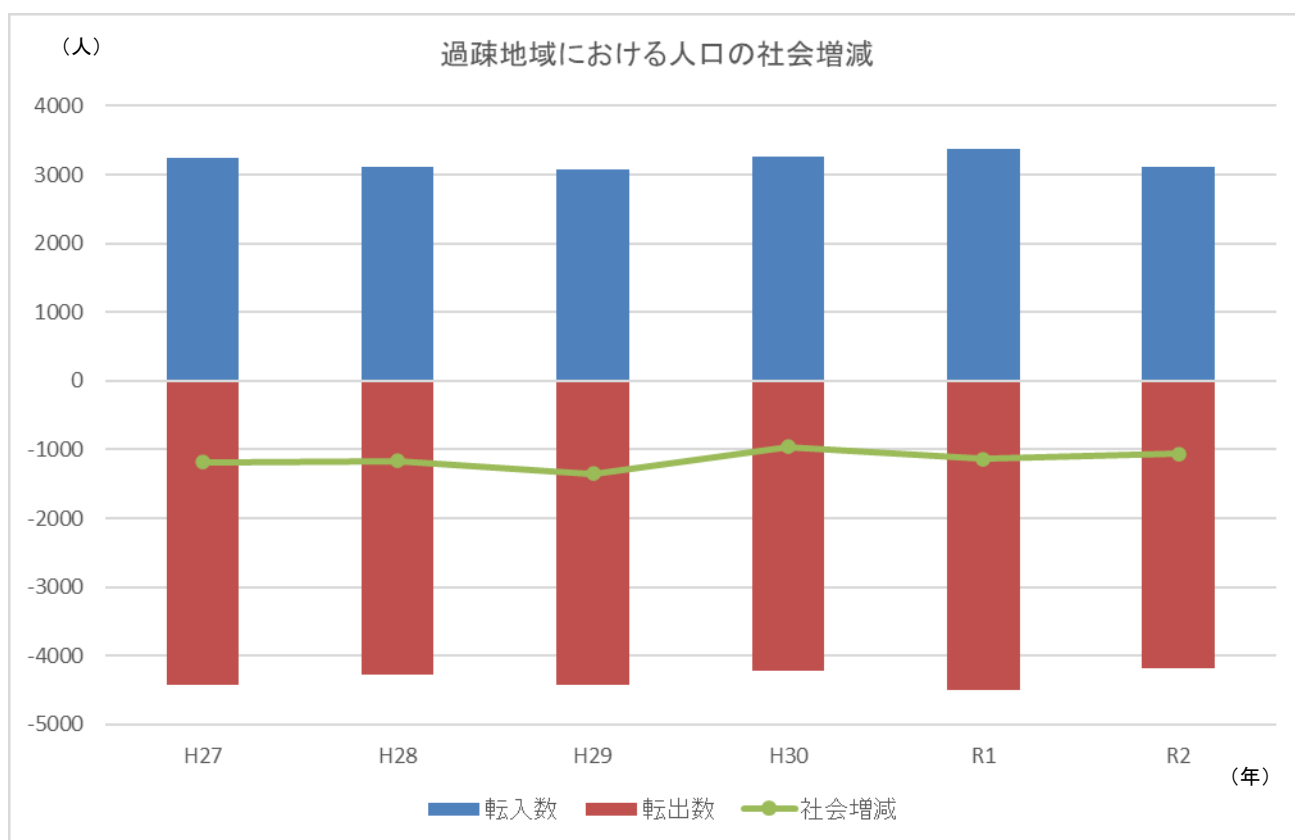
過疎地域の一部にはJR線又は近鉄線が通っているが、大部分の地域において鉄道駅からの距離が遠いことから、ニーズに応じた交通手段を確保することが必要である。

(カ) 人口の社会増減

社会増減は、転出数が転入数を年間1,000人以上、上回る状況が続いている。

地域を維持するためには、転出者を減らし、転入者を増やす必要がある。

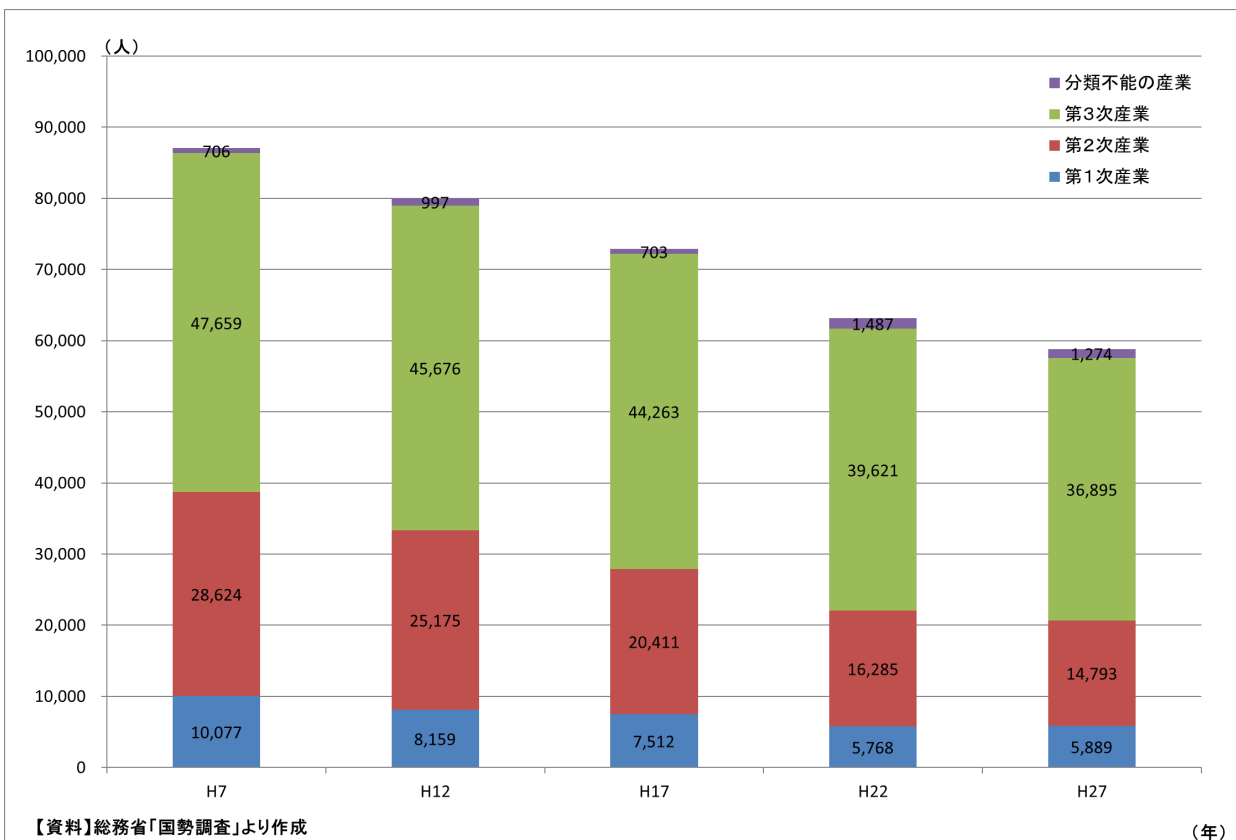
全国的に、都市部から農山村地域への移住を希望する人も増えているが、実際に移住するにあたっては、仕事や住まいなどに不安を持つ人も多いことから、地域での暮らしがイメージできるような情報の提供、市町村や地域と一体となった対応が課題となっている。



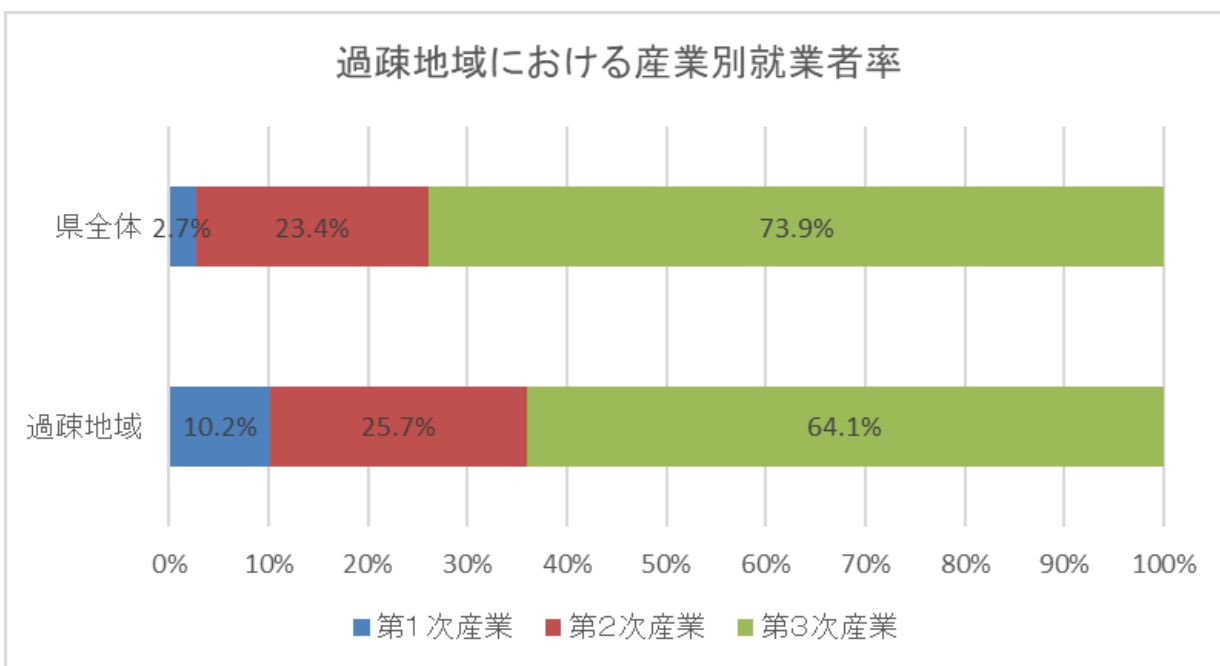
(キ) 産業・雇用の状況

住み続けられる地域とするためには、「働く場」の確保が必要となる。

平成27年国勢調査によると、過疎地域の就業者数は約5万9千人となっており、平成7年と比較して約68%に減少している。



平成27年の国勢調査によると、第1次産業就業率は、10.2%で、全国の4.2%や県全体2.7%に比べてかなり高くなっている。



(ク)医療・福祉の状況

広大な過疎地域の医療は、公立・公的病院、へき地診療所及び民間医療機関が担っており、急性期医療については、南奈良総合医療センターが中心的な役割を担っている。

医療の充実のためには、公立・公的病院を核として、医師確保や救急医療体制の強化等をさらに進めることが必要である。

また高齢化が進む過疎地域で、安心して住み続けるためには、医療と介護の連携など地域包括ケアシステムの構築が必要である。

(ケ)教育の状況

過疎地域では、1学級当たりの児童・生徒数が少なく、きめ細かな教育が行われているが、集団での学びの機会が減少している。また、複式学級や学校の統廃合なども生じていることから、義務教育においては、へき地教育の充実が求められている。

高校教育においては、地域内外から生徒が集まる学校の魅力の向上と、地域の振興に貢献できる人材の育成が求められている。

(コ)道路の状況

道路網では京都－奈良－和歌山を結ぶ京奈和自動車道の整備が着々と進められており、周辺への企業誘致などに活用を図る必要がある。

現状の山間部の道路は、平野部の道路に比べて、地形的に落石や斜面崩壊等による災害の影響を受けやすいという特徴がある。そのため、災害に強い道路として、「紀伊半島アンカールート」を早期に整備するとともに、道路の防災・減災対策を効率的・効果的に進めていく必要がある。

※紀伊半島アンカールート：京奈和自動車道、近畿自動車道紀勢線、国道168号及び国道169号で形成されている道路ネットワークの呼称であり、その形が船の錨（いかり）に似ていることから「アンカールート」と呼んでいる。

(サ)河川の状況

紀の川水系は、日本一の多雨地帯として知られる大台ヶ原を源としており、大雨による洪水被害が生じやすい地域である。そのため『紀の川水系河川整備計画』に基づき、河川環境の保全等に十分配慮しながら、河川改修を進めていく必要がある。

新宮川水系においては、紀伊半島大水害以降も頻発する豪雨や洪水によって、河道内に大量の土砂が堆積しており、その土砂を除去することが必要である。

淀川水系では、河道の流下能力が不足している区間があり、洪水による浸水被害が度々発生している。そのため、『淀川水系河川整備計画』に基づき、河川環境の保全等にも十分配慮しながら、河川改修を進めていく必要がある。

大和川水系においては、河川形態や都市化による流域の保水力の低下等が要因となって、大きな浸水被害が発生している。そのため、『大和川水系河川整備計画』に基づき、総合的な治水対策を推進していく必要がある。

(シ)紀伊半島大水害による被災施設の復旧の状況

平成23年9月の紀伊半島大水害により大きな被害を受けた道路、河川等の復旧は、平成26年度までの「集中復旧・復興期間」内に概ね完了したが、一部の継続する復旧工事については、引き続き、着実に進めていく必要がある。

2 過疎地域持続的発展の基本的方向

過疎地域は、美しい自然と豊かな歴史文化にあふれ、食料・木材・水・エネルギーを供給する地域であり、多様な生態系を持つ自然環境を保全する地域である。また、これらの地域を支えてきた産業や人々の暮らしも含め、本県が誇るべき魅力ある地域である。

過疎地域の現状を踏まえ、課題に対応するため、森林と水を守りつつ、人と経済の好循環を図り、誰もが住みよい環境づくりを進めるとともに、「働く場」と「働く人」を増やし、人口減少をくい止めることにより、持続可能な地域社会の形成を目指す。

「過疎地域における人口の社会増減：マイナスからの脱却」を目標とし、取組の実施にあたっては、県と市町村、または市町村間の連携・協働の取組である「奈良モデル」を積極的に推進することにより、行政運営の効率化に資すると共に地域の活力の維持向上を図るものとする。

以下の3つを柱として、人が集まる「拠点の形成」と「人材の確保・育成」を推進する。

①住み続けたくなる、還りたくなる地域づくり

住みよい環境づくりを進めるとともに「働く場」と「働く人」を増やす取組を進める。

②訪れてみたくなる地域づくり

地域の魅力の創出や発信、地域の魅力を活かした文化・芸術・スポーツ・食イベント等の実施により、交流人口、関係人口、移住者を増やす取組を進める。

③力強い市町村づくり

「奈良モデル」の実行をはじめ、様々な分野において市町村との連携や協働の取組をより積極的に進め、力強い市町村づくりを進める。

京奈和自動車道の整備に伴い、IC周辺地域では産業地としての価値が向上し、テクノパーク・なら工業団地、薑（はじかみ）工業団地などが、広域での雇用機会の確保・拡大、若者の定住促進の一翼を担っていることから、地域の企業立地環境を積極的に県内外の企業にPRすることによる企業立地を促進し、産業集積を図るとともに、有力な地域産業の振興を図る。

広域幹線道路や鉄道が通過する地域においては、都市部との時間距離が比較的短いことから、そのような恵まれた地勢を活用した条件整備により、新たな産業を誘発するとともに、商業・サービス業等の集積により豊かな自然環境の中で良好な居住機能を提供し、職住近接型の生活圏の形成を図る。

職住近接は、仕事と子育ての両立や働き方改革の面からも重要な観点であり、地域で暮らすことの魅力づくりにも繋げていく。

空き家の活用を促す施策の展開など既存のストックの活用を図るとともに、生活基盤の整備により、住みよい居住環境を整備する。

地域の特性を活かした農業を振興するために造成された農地を中心に、果樹、茶、野菜、花き等の生産や酪農、養豚、養鶏等畜産振興を図る。

また、恵まれた水資源を活用した内水面漁業、養殖業の振興とともに観光漁業を推進する。

林業においては、「新たな森林環境管理制度」に基づき、各市町村に配置する奈良県フォレスターによる森林の適正管理を進める。また、林内路網の整備、機械化推進と労働環境の改善に取り組み、現場技術者の育成と木材生産の推進を図る一方、木材加工業への支援にも取り組み、付加価値の高い製品の開発・流通を図る。

京奈和自動車道等の整備に伴い、大阪・京都・名古屋などの大都市圏や関西国際空港からのアクセスが飛躍的に向上することから、豊かな歴史文化資源、日本遺産、世界遺産、雄大な山岳地帯に代表される恵まれた自然環境と、豊かな森林資源、水資源を活用した広域周遊ルートの設定などにより、1年を通じて訪れてもらえるような観光地としての魅力を向上させる。

訪れる利用者にわかりやすい観光情報の提供など、利用者の視点に立った取組を行うほか、関係人口づくりプロジェクト等による観光交流の推進など、都市との地域間交流を積極的に図るとともに、観光交流拠点の広域的なネットワーク化及び観光レクリエーションゾーンの形成を図り、近畿圏の都市住民が手軽に余暇を過ごせる観光レクリエーションゾーンとしてゆとりとやすらぎのある地域整備を図る。

地域への誇りや愛着を育む学びは、若者の県外流出を通じた人口の社会減を抑止する観点から、また、進学や就職で一旦転出した住民のUターンを促す観点からも重要である。

学校教育のみならず、各種講座・イベントの開催を通じた生涯教育としての取組の充実を図るとともに、郷土愛の醸成には、人とのつながりが重要であることから、地域行事への参加や世代間の交流の機会の充実を図る。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画との関連

急激な人口減少に至った原因は、それぞれの地域によって異なることから、地域の現状を踏まえた効果的な施策を優先順位を定めて実施していく。

その際、県と市町村の連携・協働の仕組みである「奈良モデル」を推進するとともに、地域住民・NPO・企業など幅広い分野の参画を募る。

また、市町村の総合計画や県の各種計画における事業実施状況との整合を図る。

II 分野別取組方針

1 移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成

(1) 移住・定住の促進

本県の過疎地域の活性化を図るためには、まず、都市部から多くの人に「頻繁に訪れてもらう」ことが必要である。

訪れる人が増えることは、訪れた人の消費により地域経済が活性化（「しごと」の確保）するとともに、そこで住もうと考える人の増加につながる。

このため、まずは、地域を知ってもらうための情報発信を行うことで、地域の認知度を向上させるとともに、様々な移住関連施策に取り組んでいくことで移住を希望する人の選択肢を広げ、移住を進める。

加えて、過疎地域には、空き家等が多く、集落機能の低下がさらなる人口減少を招くなど悪循環に陥っており、集落の維持にはその活用が重要である。

過疎地域において転入者を増加させるためには、地域での受け入れ体制の構築や空き家等の整備・活用が不可欠である。

空き家については移住希望者の住居として整備することはもとより、シェア・オフィスやサテライト・オフィスなどICTを活用した新たな就労の場など拠点づくり整備も積極的に推進する。

地理的条件が不利であり企業用地の確保が困難な過疎地域においては、地域の歴史文化、自然環境や農林水産品を活かしたスモールビジネスの創業を推進し、民間企業・団体のアイデアやノウハウを活かしつつ、行政と起業予定分野において先行する民間事業者とが協働して、起業者を支援する体制を整備する。

(2) 地域間交流の促進

日本の総人口が減少するなか、他の地域との交流を進め、交流人口を増加させる施策の実施は、経済的、社会的、文化的な面で大きな効果をもたらすものであり、過疎地域の活性化及び自立の促進を図る上で重要である。

また、地域が有する美しい景観や豊かな自然環境、独自の伝統文化、生活様式など、その魅力を再評価する動きがあることは、こうした施策の実施に追い風となっている。

そのため、地域資源の発掘・再評価や誇りある魅力的な地域づくりを推進するとともに、首都圏でのフェアの開催、旅行雑誌を活用した積極的な情報発信を行う。

併せて、様々な取組による関係人口づくりのイベント、地域産業や伝統産業を活用した参加・体験型のイベントを開催するほか、現地での分かりやすい観光案内板や来訪者の視点に立った案内標識板等の整備を推進する。

実施にあたっては、県・市町村の協働のほか、紀伊半島三県で構成する協議会や都市部との連携など、県境を越えた広域的連携体制を整備する。

(3) 人材育成

地域への誇りと愛着を抱き、地域と協働し、地域に貢献する人材の確保のため、地域で活躍する人材や地域を支える人材の育成に取り組む。

そのため、起業家、クリエイターの育成セミナーや、移住者を対象とした起業・創業のための研修等を積極的に推進する。

県と過疎市町村が協働で移住・定住の施策を推進するため、移住・定住施策の充実を図るとともに、市町村職員の人材育成にも取り組んでいく。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

若年者の定住を促進し、地域の自立促進を図るためには、産業の振興による安定した就業機会及び所得の確保が、最も重要な課題である。

そのため、今後とも関連する諸計画と連携を図りながら、

- ・バイオマスの利活用をはじめ、バイオ技術体制の確立、機械化の推進、情報発信の充実等による農林業の振興
- ・地域の特性を活かした特産品の開発・育成による地域産業の振興と地域内企業の育成・支援、産業資源の積極的な活用
- ・工場、研究所及び物流施設の立地拠点の設定、周辺立地環境の整備などによる計画的な土地利用の推進に加え、情報提供の充実、融資や税制上の優遇措置等の活用による良好な産業用地等への企業立地の促進
- ・地域の特色を活かした商店街づくり等の支援
- ・少子化の進行による我が国全体の人口減少が予想されるなか、交流人口の増加と交流を軸にした産業振興を図るため、地域の多様な資源を活用した観光関連産業の振興

を推進するとともに、

- ・後継者不在による家業の廃業を回避するための後継者のマッチング
- ・農林業後継者対策をはじめとする人材の確保・育成
- ・働き方改善による魅力ある企業づくり

を図り、通勤圏内での雇用機会の創出とUIJターンを促進する。

(2) 農林水産業の振興

(ア) 農業・畜産業の振興

マーケットニーズに合った県産農畜産物のブランド化を図るとともに、農業経営のコスト削減に取り組み、農業経営の向上を図る。

また、人材養成と奈良の農と食の魅力の発信により、県産食材の需要を喚起するとともに、農産物直売所などの多様な販路開拓を推進し、農業の6次産業化も視野に入れた地域農業の活性化を図る。

過疎地域においては、意欲ある担い手の育成と農外からの新規参入も含めた新規就農者の確保に努める。

各地域の特産物である果樹、花き、茶、野菜、その他酪農や肉用牛等について、県が重点的に推進する品目として選定したリーディング品目やチャレンジ品目等を中心に、高品質化、高付加価値化に向けた農業の振興を図る。

過疎地域において、素晴らしい眺望の場所に地元食材を活かして「食」と「泊」を提供するオーベルジュ等の整備を促進するとともに、それらのネットワーク化を推進する。

研究・普及においては、新技術や新品種の開発、現場への素早い普及などにより、県産農畜産物のブランド化やコスト削減などの生産性の向上を図る。

さらに、県土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能の観点を踏まえ、適切な農業生産活動等の継続を支援するとともに、耕作放棄地の解消と農地マネジメントによる農地の流動化を円滑に推進し、農業経営の基盤としての農地の有効活用を推進する。

また、農業経営の安定を図り、営農意欲を喚起するため、イノシシやシカ、サルなどの鳥獣害対策に対する取組を推進するとともに、捕獲獣の食肉等への有効活用を図る。

畜産業については、みつえ高原牧場の一部を活用して畜産団地を整備し、畜産農家を誘致することにより、肉用牛（大和牛）・乳用牛の生産拠点とし、東部地域の振興と畜産振興を図る。

また、畜産ブランド（ヤマトポーク、大和肉鶏、大和なでしこ卵、大和の雫（蜂蜜））のブランド価値を高める取組を進める。

(イ) 適正な森林環境管理を通じた木材生産の振興

「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」及び「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」により森林の四機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全、レクリエーション）を高度に発揮し、森林と人との恒久的な共生を図るとともに、素材生産コストの低減、需要者ニーズに応える木材・木製品の生産・供給による「県産材の安

定供給及び利用の促進」を図る。

森林の有する木材生産や県土の保全、自然環境の保全などの多面的機能を将来にわたって持続的に発揮し続ける社会の実現に向けて、本県独自の新たな森林環境管理制度の推進に併せて、県産材利用の推進を図ることにより、森林と人とが良好な関係を築きながら、森林や水資源が県民の貴重な財産として引き継がれていくことを目指す。

森林を適切に管理し、防災機能を高めるため、恒続林、適正人工林、自然林又は天然林に誘導して森林環境の維持向上を図るとともに、専門人材を養成し、同一区域を担当して森林環境管理に関する総合的なマネジメントを行う。

森林資源を持続的に生産し、森林から安定的に収益を得ることができるよう、林業機械化や路網整備の推進、森林資源情報の把握など生産基盤の強化を図る。

さらに、森林資源の総合的な活用や都市と山村との交流の促進により、山村地域の活性化に努める。

(ウ)水産業の振興

豊富な水量と清流に恵まれた河川、ダム湖を利用した内水面漁業・養殖業の振興を図るとともに、水産資源の保護・培養及び環境保全の重要性等を啓発する。このため、安定した種苗供給体制の確立及び親しみのもてる内水面漁業としての施設の整備を図るほか、漁場の周年利用化と観光漁業を推進する。

さらに、自然環境と内水面の水産資源を活用した地域づくりを進め、遊漁者等との交流を促進することにより、地域の活性化を推進する。

(3)地域産業の振興

地域産業の振興は、地域の恵まれた資源を活用し、地域住民の所得の安定、雇用の場の確保などを図るうえからも、極めて重要である。

近年、各地域において、未利用資源、特産物及び地域の技術を活用した新たな産業が芽生えつつあり、地域の特産品であるカキを利用した柿酢、あんぼ柿等の加工品製造、新たな技術開発による柿渋の利活用、淡水魚のアマゴ等の加工、未利用資源である間伐材に技術を生かした小径木加工、素麺生産等が行われている。また、革製品製造事業者、毛皮革のなめし事業者やサンダル等の履物製造事業者などは、新技術やデザイン開発などに積極的に取り組んでいる。

今後、これら地域住民の創意工夫による地域産業の創出を促進し、地域内の産業、施設、特産品等について情報発信するなど事業協同組合や商工会等が行う地域産業の振興に対し、積極的な支援を図る。

また、「奈良県中小企業振興基本条例」及び「奈良県小規模企業振興基本条例」に基づき、市町村とも連携のうえ、地域内の企業について適宜ニーズ等を把握し、新事業展開、産学連携、経営革新、規制緩和など様々なメニューにより積極的に育成・支援することにより、企業の事業拡大や規模拡張を促進する。

(4)企業立地の促進

現在、大和平野地域では約15の工業団地が、南部地域では、五條市や御所市に工業団地が整備され、東部地域では名阪国道沿線を中心に工場集積が図られている。

京奈和自動車道の整備が進むに伴い、大阪、京都、名古屋など大都市圏へのアクセスが飛躍的に向上し、企業用地としてのポテンシャルがさらに高まることから、既存工業団地の未分譲区画の解消を図るとともに、利便性の高いインターチェンジ付近での産業用地の確保について検討を進め、既存工業団地と合わせて産業集積を進めることで、雇用の機会の増大と若年者の定住を促進し、地域経済の活性化を図る。

また、企業の立地を促進するための情報提供を行うとともに、立地する企業に対する補助制度や融資制度及び税制上の優遇措置等の活用促進を図る。

(5)起業の促進

中小企業の創業を促進するため、奈良県産業振興総合センターを中心に(公財)奈良県地域産業振興センター、奈良県よろず支援拠点、商工会議所、商工会等の支援機関との連携のもと、諸施策を推進する。

過疎地域の地域資源を活かした起業を促進するため、ビジネスプランの作成・販路開拓支援の充実など、切れ目のない支援を行うほか、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業、旅館

業等の起業を促進するため税制上の優遇措置等の活用策を講じるほか、ICTを活用して自宅等で作業をして報酬を得る働き方である自営型テレワークの普及を図る。

(6) 商業の振興

過疎地域の多くでは、消費者が少ないこと等の理由から商業機能が弱く、加えてさらなる過疎化の進行が拍車をかけている。

商業機能は地域での生活にとって不可欠であるとともに、雇用の場という観点からも重要であることから、地域住民の需要にマッチした商業機能の創出と、地域の特色を活かした街づくりの観点からの商店街の活性化が必要である。

そのためには、県、市町村、商店街、住民等の連携などによる、地道な継続的な取組が必要であり、空き店舗の活用や賑わいの創出に向けたモデル事業の支援などを通して、商業の振興を図る。

(7) 観光・レクリエーション

本県は、世界に誇れる歴史文化資源や雄大な自然資源等を有している。そこで、これらの地域の観光資源を点で捉えるのではなく、周辺の観光資源と連結させテーマ性や物語性を持たせてルート化することにより、昨今の多様化する観光ニーズ（参加体験型・個人化等）に対応した魅力ある観光メニューを創出し、リピーターの拡大や新規ビジターの開拓を進める。

また、地域経済に大きなインパクトを与える「滞在型・宿泊型観光」を推進するための広域観光ネットワークを構築し、観光関連産業の振興による地域住民の所得の安定、就労機会の増大を図る。

そのため、雑誌や大手旅行サイトとのタイアップや動画発信により、魅力ある観光情報を発信するとともに、地域の魅力づくりを図る市町村や民間の取組を支援し、「その地域でしかない」オンリーワンの魅力を創出し、観光交流を推進する。

特に、農家民宿開業支援や様々な関係人口づくりプロジェクトの取組、道の駅等におけるドライバー向けの観光情報の発信、京奈和自転車道の整備等による自転車の利用促進、平成22年に建国した「吉野・高野・熊野の国」における事業推進、明日香をはじめとする奈良全体の歴史展示の基本方針等の策定など、地域の魅力ある資源を活かした着地整備や商品造成を支援する。

併せて、来訪者に応じた観光情報の配信や周遊マイレージポイントの導入等のIT技術を活用したマイカー向け周遊観光促進の施策について検討を行う。

また、道の駅やサービスエリアなど各種の交流拠点施設や国立・国定公園施設の整備及び活用による観光レクリエーション拠点の形成やネットワーク化を図るとともに、奈良盆地周遊型ウォークルートの整備や地域の豊かな自然や歴史文化を活かした新たな宿泊施設の創出を積極的に推進するなど、周遊型・滞在型の観光や、広域エリアでの交流を促進する。

さらに、南阪奈道路や京奈和自動車道により、関西国際空港から本県過疎地域へのアクセス改善が図られるなか、近隣府県や民間事業者と連携し、外国人観光客を地域へと導く仕掛けづくりを行うことによって、通過型観光からの脱却を図り、滞在時間の増加に努める。

このほか、各地域には、大和野菜や果実、畜産物等の地域食材が多数あることから、これらを活かした「奈良のうまいもの」づくりを引き続き推進するとともに、オーベルジュの設置など

「食」の集客力に着目した魅力向上に取り組む。また、地域資源等を活用して、新しい魅力ある土産物の開発・研究により、奈良の魅力を発信し、当該地域の産業の振興に寄与する。

(8) 家業の継承

生業として成り立っているにも拘わらず、後継者の不在を理由として廃業を検討されているケースが散見されることから、それぞれの家業を地域での生業ととらえ、後継者のマッチングや事業の受け皿の整備など家業の継承に取り組む。

3 地域における情報化

(1) 情報通信基盤の整備

過疎地域における情報通信基盤の整備は、地理的条件による距離・時間等の問題を克服し、日常生活はもとより、産業面、教育面等の分野で変革をもたらし、新たな可能性を切り開く手段として期待されている。

平成22年度に中山間地域17市町村の整備したCATV網については、県等が出資する第3セクターにより、倒木への対処等の維持管理や、光ファイバー化による通信の高速化が行われているところである。

また、県独自の全県的な高速情報通信基盤である「大和路情報ハイウェイ」において、平成23年度紀伊半島大水害を受けて、幹線及びアクセス回線の異経路二重化を実施した。これにより、災害時においても情報通信が途絶し難い信頼性の高い情報ネットワークを用いた行政サービスの提供を行うことができる。

携帯電話については、災害時等における緊急連絡の手段としての有用性も認識されており、その社会的重要性は従来にも増して高まっているが、本県においては一部の集落においてサービスエリア外（圏外）となる地域（不感地域）が残っている。

不感地域の解消については、国から携帯電話事業者に対する5Gの周波数割り当てに際し、不感地域における基地局の着実な開設に努めることが条件とされており、国による進捗管理がなされることとなっている。また、5Gの整備についても、都市部に偏ることなく実施されるよう、中山間地域等におけるニーズの把握に努めるとともに、不感地域の解消と併せて国、通信事業者に働きかけ、整備促進につなげる。

(2) 情報通信技術の有効活用

今後のSociety5.0の進展も視野に入れ、生活や産業の質的向上を実現するための情報通信機能の強化、地域情報の発信及び行政手続きのオンライン化を図っていくとともに、防災行政通信ネットワークシステムを有効に活用できるよう努める。

CATV網については、過疎地域の安全・安心の確保、交流及び地域振興等に有効に活用できるよう市町村及び第3セクターとともに活用方策についての検討を進める。

(3) 地域デジタル化の推進

デジタル技術は、教育・福祉医療・産業等、様々な分野での活用が見込まれ、過疎地域における社会的課題の解決に資することが期待される。過疎地域においても、生活・社会経済活動全般にデジタル技術を浸透させることで、行政・家庭・経済の各分野におけるデジタル化を推進し、創造的かつ活力ある地域社会の実現を目指す。

4 交通施設の整備及び交通手段の確保

(1) 道路インフラの整備促進

過疎地域においては、主要な交通手段が自動車であるが、自動車同士のすれ違いが困難な箇所が残されているとともに、依然として災害に脆弱な箇所が多数存在し、頻繁に通行規制を実施せざるを得ない状況にあるなど、道路整備が重要な課題のひとつとなっている。

道路整備については、「奈良県道路整備基本計画(平成26年7月策定、令和元年10月改定)」に基づき、災害発生時においても、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないよう、過疎地域を含む骨格幹線道路ネットワークの形成、奈良県経済の進展に対応した目的志向の道路整備及び安全・安心を支える道路整備を推進する。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

「選択と集中」の考えに基づき、県土の骨格を形成すべき特に重要な路線である骨格幹線道路ネットワークについては、重点的な整備を進める。

紀伊半島アンカールートとして、京奈和自動車道の早期全線開通に向けた用地取得等協力や、経済の活性化や地域資源を活かした観光振興、暮らしの向上等を図るための国道168号（五條新宮道路）、国道169号の地域を支える主要な道路ネットワークの整備を進める。

安全・安心を支える道路整備では、通学路等の安全を確保して、各市町村で策定する「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、危険箇所の把握、安全対策の実施や効果確認などのPDCAサイクルで取り組むとともに、「奈良県安心歩行空間整備方針」に基づく歩行空間の整備を進める。

既存の道路施設については、高度経済成長以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、市町村が管理する道路施設のうち、橋梁やトンネルの点検や修繕計画策定の業務ならびに修繕計画に基づく補修工事について、「垂直補完」により、継続的に支援する。

(3) 農道及び林道の整備

(ア) 農道の整備

農産物・農業用資材の流通の改善と生活の利便性に資する農道網の整備を通して、農業の振興と農村地域の活性化を図る。

優良な営農団地の流通改善、及び直売所の開設や観光案内などと一体的に農村地域の振興を図るため、一般農道等の整備を県営事業として重点的に推進し、計画的で効果的な農道の整備を進め、基幹的な農道に接続する小規模な農道整備についても整備を促進する。

(イ) 林道の整備

林業を主産業とする対象地域では、林道は、林業経営及び森林管理上での基幹となる施設であるとともに、住民生活の基盤、観光の振興及び災害時の迂回路並びに避難路にも重要な役割を担っている。

県産材の安定供給のため、高性能林業機械の導入や作業道の整備と合わせた路網整備により、一体的・効率的な施業を確立し、森林整備の計画と一体となった新規路線の選定と既設林道の改良、舗装等について、検討、実施する。

対象地域における自然景観及び歴史性にも配慮しながら林道網の整備を進め、さらなる林道網の拡充を図る。

(4) 交通確保対策

過疎地域においては、地域住民、特に高齢者等の日常生活に必要な移動手段の確保が重要であり、幹線系統バス路線や地域内フィーダー系統バス路線の維持・確保、ノンステップバスの導入促進に取り組んできたところであり、今後も引き続き、公共交通の利便性向上に努める。

地域住民の交通利便の確保・向上に取り組む市町村を支援するため、コミュニティバス・デマンド型乗合タクシー及びこれらの広域的な運用等の優良事例の紹介、計画策定や実証運行、事業実施等に対する財政的支援や技術的アドバイス、過疎対策事業債を含めた財源措置の活用についての情報提供を行うことにより、地域における持続可能な公共交通の維持・確保が図られるよう努める。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

地域住民が健康で文化的かつ安全・快適に暮らせるような生活環境の整備を図ることは、過疎地域の定住条件を整えていく上で欠くことのできない重要な施策である。

このため、従来から水道施設の整備をはじめ、污水处理施設、ごみ・し尿処理施設等諸施設の整備を促進してきた。

しかしながら、特に過疎地域では他の地域との間に依然として格差があることから、今後も広域的な生活圏域等との関連を重視しつつ適正配置を考慮しながら、水道施設、污水处理施設、ごみ・し尿処理施設、消防施設等、公共施設の整備を促進する。

清流吉野川については、森林等が持つ多面的機能を維持し、農山村地域の環境を良好に保つことは国土全体の環境を守る上から、また、地域の持つ魅力ある自然特性を活かすためにも重要であることから、瀬切れの発生、水質、環境等に関する諸問題に対し、地域協働で対策を講じることにより、観光資源や憩いの場としての活用を図る。

一方、大和平野地域では、近年の集中豪雨による浸水被害を軽減するため、県と流域市町村が連携して、浸水常襲地域における河川整備や、防災情報の提供、自主防災組織の支援を行うことにより、総合的な減災対策に努め、生活環境の保全・整備を図るほか、地域団体・住民等との連携を推進する。

さらに、地域住民にとって安心で安全な生活を確保するため、「奈良県土砂災害対策基本方針」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定や自主防災組織等の地域防災対策の充実によるソフト対策と、砂防えん堤の設置や斜面对策などによるハード対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策に取り組む。

また、地域住民に適切な避難を促すために、Lアラートを通じてマスメディアや携帯電話会社に緊急速報メールとして避難所の開設や避難指示等の情報の提供、インターネットや携帯電話を活用した雨量や水位の河川情報や土砂災害警戒情報などの防災情報の提供、土砂災害ハザードマップの配布、避難訓練の実施などにより、地域の防災体制を支援し、その充実を図る。

(2) 簡易水道、汚水処理施設等の整備

水道は公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない社会基盤である。しかし、急速に進む人口減少、技術職員不足、施設老朽化など、水道事業全体をとりまく状況は厳しく、過疎地域ではこの傾向がより顕著である。

この状況に対応するため、広域化・共同化の取組を市町村と共にすすめている。

この取組の一つとして、簡易水道やそれより小規模な施設による飲料水や生活用水については、地域に即した供給体制の検討や、技術的、経営的改善支援をモデル的に行ってきた。

また、官民連携の手法も視野に入れた広域的支援体制構築の可能性について検討を進め、今後はこれらの成果を活用しながら、該当する市町村が集まる研究会の中で、過疎地域での安心な水の供給の持続を目指す。

し尿処理及び生活排水等の処理については、健やかで快適な生活環境を確保し、自然環境を保全するためにも不可欠であるが、過疎地域では他の地域に比べ、その整備が遅れているため、地域の実情に応じた計画的な汚水処理を推進する。

(3) 消防・救急体制の強化

過疎地域における消防施設については、一部を除き、その地域の特殊性から山間地域に適した防火水槽をはじめ、小型動力ポンプ等消防施設設備の整備を行ってきたが、さらに、消防庁告示として示されている「消防力の基準」「消防水利の基準」を満たしていない分野の整備及び既存設備の機能向上のための設備更新について市町村への支援の充実を図る。

また、多様化・大規模化する災害に備え、市町村の消防体制を充実強化し、かつ住民サービスの向上を図るため、奈良県広域消防組合を設立、全国でも類を見ない規模の消防広域化が達成され、その後県独自のドクターヘリの運航を開始した。

また、県内3消防本部及び全市町村の間において、「奈良県消防広域相互応援協定」が締結され、広域的な連携が行える体制が整備されている。

一方、消防団員の減少や高齢化が懸念されるところであり、消防団活動を活性化するため、消防団員の確保対策を推進する。

また、過疎地域のうち一部を除き多くは山間地域であり、救急現場から医療機関までの搬送に時間を要することから、搬送途上における救命率の向上を図るため、救急救命士の資格取得率向上を図るとともに、搬送時間の短縮に向けた取組を推進する。

(4) 警察施設等の機能強化

交番・駐在所は、地域住民の最も身近な警察機関であり、県民の日常生活の場において、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなっている。

また、災害発生時には、救命・救助をはじめとする各種活動の拠点など幅広い役割を担っており、今後も、社会情勢や治安情勢の変化に応じ、県下全体で治安の維持に最適な配置となるよう、絶えずその見直しを行うとともに、防犯の効果を高める設備・機器等についても機能強化を図る。

加えて、「情報発信基地」として、避難情報、被災者情報等を迅速に地域住民等に発信するため、交番・駐在所と警察署とのネットワークの高度化を引き続き推進する。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 保健及び福祉の向上及び増進の方針

平成27年国勢調査によると、本県の過疎地域における高齢者(65才以上)比率は、36.9%、県全体でも28.5%となっており、過疎地域のみならず、既に県全体が超高齢社会(高齢化比率が21%以上)となっている。

特に、過疎地域では75才以上の後期高齢者が既に20%を超えており、県全体でも今後さらにその割合が高まるとともに、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦だけの世帯、要支援・要介護高齢者の増加が見込まれる。

このため、介護保険制度の円滑な施行に取り組むことはもちろん、市町村介護保険事業計画及び奈良県介護保険事業支援計画に基づき、介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることを希望する高齢者のために、必要な介護サービス基盤の確保に努めるなど、地域包括ケアシステムの構築・進化を図るとともに、介護支援専門員等の介護サービスの担い手の確保と資質の向上を図る。

また、奈良県高齢者福祉計画に基づき、社会参加の促進や暮らしのサポートの充実を図り、高齢者が安心して元気に日常生活を送ることができる暮らしやすいまちづくりを目指す。

児童福祉、障害者福祉の分野でも、若年層の減少に伴って十分な支援が行えないなど過疎地域特有の課題を抱えている。そのため、地域の中で子どもが健やかに育ち、また障害のある人が安心して生活できる社会づくりをめざして、福祉施設の充実に努め、より暮らしやすい環境の整備を図る。

さらに、地域住民が共に支え合う地域共生社会の実現をめざして、地域福祉計画の策定の推進を図り、ボランティア活動の振興、社会福祉協議会活動の活性化に努め、住民主体の課題解決に向けた取組を支援する。また、県民それぞれが自分に合った方法で健康づくりに積極的に取り組む状況を実現する。

なお、地域における保健サービスの拠点となる市町村保健センターの機能強化を図るとともに、福祉サービスの拡充にあたっては、他の社会福祉施設や公共施設との複合化による施設整備を推進する。

近年の高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症等の危機対応により健康政策が重要視され、保健師の活動範囲が質・量ともに拡大し、活躍が期待されている。

保健師の安定的な人材確保に取り組むため、県・市町村の保健師共同採用の実施により、保健活動の体制強化・充実を目指す。

また、効率的な経営や広域的な運営を図るため、複数市町村による事業の広域化を進める。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

高齢者に関しては、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を有する生活支援ハウスの活用について市町村と連携を図るとともに、寝たきり高齢者や認知症高齢者のための地域密着型サービス拠点の整備について検討する。

また、訪問介護、デイサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの一層の普及に努めるとともに、訪問介護の基盤整備状況がやや低い過疎地域において、訪問介護サービスを円滑に推進するため、訪問系介護サービスの特別地域加算に係る利用者負担軽減措置の活用を図る。

さらに、高齢者の社会活動に関する情報の発信や、高齢者が経験や知識を活かして地域で活動ができるための指導者の育成などを通じて、地域社会への積極的な参加を促進するとともに、民間事業者等との連携により、買い物や移動などの日常生活を支援し、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるほか、山間部の高齢者等を対象に、スマートフォンなどのICTを活用した、生活支援サービスの導入・普及を図る。また、平成30年度に県単位化した国民健康保険は、安定的・持続的運用を確保するため、令和6年度に保険料水準の統一を図る。

(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するため、妊娠期からすべての母子を把握し、必要な支援機関につなぐなど個々に応じた支援が行えるよう、母子保健の拠点である「子育て世代包括支援センター」と児童虐待防止対策を含む子育て支援の拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の各市町村での設置を目指し、子育て家庭を総合的に支援する体制を整備・充実する。

過疎地域における児童の健全な育成を図るため、失われつつある地域コミュニティーを再生し、子育て活動を支援するとともに、世代間交流や地域間交流を促進する。また、主任児童委員や民

生・児童委員による地域に密着した子育て相談・支援の体制の整備や家庭や地域の養育機能の強化を図るため、関係機関による連携を支援するなど、安心して子育てできる環境づくりを推進する。

保育所等の児童福祉施設については、地域のニーズに応じた事業展開を図るとともに、過疎地域における保育の確保と保育内容の向上を促進する。

障害者対策等についても、ノーマライゼーションの理念に基づき、住み慣れた地域社会の中で、できる限り主体的に自立して生活し、積極的に社会参加ができるよう、生活環境の整備に努めるとともに、在宅福祉サービス等の拡充を図る。

7 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

へき地医療については、へき地診療所への医師配置調整や中長期的な配置方針等について、拠点病院やへき地を支援する病院等が検討する場を設け、地域への安定的な医療提供体制の確保を図る。

過疎地域における健康寿命を延ばすため、県と市町村とによる協議の場を設置し、ICTや奈良県版ラヒホイタヤ等を活用した在宅医療・介護連携を図っていくとともに、南奈良総合医療センター訪問看護ステーションと連携・協働し、地域の在宅医療・訪問看護体制の強化を推進する。

過疎地域が抱える医療の課題を打開し、地域住民が将来にわたり良質な医療を受け、健康で安心な生活を保てるよう、限りある医療資源で「断らない救急の実現」をはじめとする急性期からリハビリ・療養までの切れ目のない医療提供体制を構築し、地域医療に貢献する。

(2) 救急医療対策

平成29年3月に運用を開始したドクターヘリを活用するとともに、県防災ヘリコプターや、和歌山県、大阪府及び三重県のドクターヘリとの連携により、山間部など救急車で搬送に時間を要する地域における救急搬送体制を確保し、患者搬送時間の短縮に努める。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

へき地における住民の医療の向上を図るため、身近に診療の機会が確保されていない眼科及び耳鼻咽喉科等について巡回診療を実施してきたところであるが、今後も引き続き、へき地医療拠点病院等を中心に、必要とされる診療科に係る巡回診療を促進する。

8 教育の振興

(1) 教育の振興方針

令和3年3月に策定した「第2期奈良県教育振興大綱」では、本県教育が目指す方向性を、一人ひとりの「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむ「本人のための教育」とし、

1. こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ
2. 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ
3. 働く意欲と働く力をはぐくむ
4. 地域と協働して活躍する人を育てる
5. 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

の5つのテーマを、本県教育施策の基本方針として、「地域で学びしごとを円滑に接続させる」、「地域をコーディネートする力をはぐくむ」及び「生涯にわたる学びを通して郷土への誇りと愛着をはぐくむ」などを目指し、学校教育においては、郷土教育の充実や過疎地域等における教育環境の整備と教育内容・教育方法の充実に努めるとともに、行政・学校・家庭・地域などが連携して「地域の教育力」を高め、一人ひとりの生涯にわたる学びを推進する。

(2) 郷土教育の充実

伝統的な地域コミュニティが崩壊しつつあり、職と住の分離傾向が著しい中、地域への誇りと愛着を抱き、地域と協働し、地域に貢献する人材を育成するため、県・市町村による積極的な取組を進める。

地域への誇りや愛着を育む学びは、若者の県外流出を通じた人口の社会減を抑止する観点からも重要であることから、高等学校、小中学校等における郷土教育を推進しつつ、学校教育のみならず、各種講座・イベントの開催を通じた生涯教育としての取組を充実させる。

また、郷土愛の醸成には、人とのつながりが重要であることから、幼児教育段階からの地域行事への参加機会の充実や、世代間の交流の観点に留意しながら、各学校段階における豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などの体験活動を充実させる。

(3) 教育環境の整備や教育内容・教育方法の充実

過疎地域における良好な教育環境の確保を図るため、複式学級編制基準の改善、小規模校への教職員配置の充実、複数市町村による教員等の共同設置、校舎及び園舎等の整備、体育施設の整備、学校給食の充実等を推進する。

過疎地域等における通学が困難な生徒の高等学校への進学に対応するため、県立高等学校総合寄宿舎、併設寄宿舎の施設設備の整備充実に努める。

さらに、

- ・他校との交流学习、協働学習を支援するICT事業の展開
- ・豊かな自然や地域の歴史文化資源など、地域がもつ「よさ」を積極的に活用する特色ある教育の研究・推進
- ・県教育委員会の計画的訪問による、学校環境や学習指導等の状況の把握と各学校の課題についての指導・助言
- ・異校種間の教員の人事交流による教科指導の充実

などの実施により、教育内容や教育方法の充実に努める。

(4) 教育・文化施設等の整備

地域住民の自主的な文化・学習活動や社会教育活動等の拠点となる集会施設、体育施設、社会教育施設などの各種施設については、市町村のニーズを踏まえ、必要とされる施設の内容や環境整備のあり方を検討する。

また、これら既存施設については、文化イベントの開催やコミュニティ活動を活性化させるなど、ソフト面での充実に配慮するとともに、施設等の情報を広域的に提供することにより、周辺地域の住民や都市住民等との相互利用を促進し、有効な施設活用が図られるよう配慮する。

また、こころ豊かに暮らすことができるよう、あらゆる世代の学びの機会の充実を図るため、一人一人が個性や年代に応じた自由に学習する機会が選択できる環境づくりを進めるとともに、地域の学習拠点となる公民館や図書館等の施設間の機能連携を図り、各々の施設の特色を生かしつつ、生涯学習、社会教育の充実を図り、地域の課題の解決を担う人づくりを進める。

9 集落の整備

(1) 市町村との連携協定の締結

人口の急激な減少と高齢化が進展するなか、高齢者をはじめとする住民の安心・健康・快適な生活環境を実現し、また地域性を活かした賑わいのある住みよい「まちづくり」を進めるためには、中心となる拠点への機能の集積や、低未利用地の活用等による拠点の再整備が必要である。

このため県では、県管理施設の改修や県有地の有効活用などの県事業と市町村の「まちづくり」を一体的に検討することによる効率的な「まちづくり」を進めることを目的に、市町村との連携協定を締結している。

今後、未締結の市町村との協議を進めていくとともに、締結済みの市町村とそれぞれの地区、集落の特性に応じた具体の事業の実施について検討を進めていく。事業の検討にあたっては、空き家等民間遊休資産の再利用等を視野に入れる。

(2) 交流のまち(郷・里)づくり

日本の総人口が減少するなか、交流人口の増加により地域の活性化を図ることが重要である。そのため、都市文化の模倣ではなく、地域が有する歴史文化資源や観光資源を活かした、また地域の風土や伝統的文化に根ざした、訪れる人に魅力あるまちづくりを進める。

また、テレビのデジタル化に合わせ過疎地域で整備した通信網及び民間の回線により、過疎地域においても高速インターネットの利用が可能であるという強みを活かし、シェア・オフィスの整備とサテライト・オフィスの誘致を進め、ビジネス面での交流人口の増加を図る。

加えて、特に地域活力が減退し集落維持機能が低下している地域にあっては、市町村外に居住する近親者が里帰りする機会を創出するための情報提供の仕組みづくりを進めるとともに、大学や民間企業・団体との交流を深め、行催事をはじめとする集落事業に参加できるような支援体制の構築に努める。

(3) 移住・定住のまち(郷・里)づくり

最近では、新たなライフスタイルを実現する場として、田舎に関心を持つ都市住民が増加傾向にあるが、移住を進めるためには、「職」と「住」の確保が不可欠であることから、今後とも「地域おこし協力隊」による「職」の創出と空き家等の再利用や定住促進団地整備事業等を活用した定住促進住宅の整備による「住」の確保に積極的に取り組む。

定住を促すために、今後とも道路の整備をはじめ、生活環境の整備、福祉・保健・医療サービスの提供など地域住民の利便性の向上に努める。

(4) 集落の再編整備

広大な面積に少人数の集落が散在する地域にあっては、生活支援サービスや行政サービスを如何に届けるかが大きな課題となっている。

集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能の強化と複数集落のネットワーク化などの施策を推進する。それでもなお、基礎的な公共サービスの提供が著しく困難な集落については、住民の意向を尊重しつつ、かつ行政の効率性にも配慮して、基幹的集落への再編等について検討を行う必要がある。検討にあたっては、移転地の用地造成、住宅の建設、公共施設の整備等について、市町村と協力し、事業の円滑な推進に努めるとともに、移転跡地の適切な保全管理、活用に配慮する。

(5) 彩りの庭づくりの推進

住む人が安らぎ、誇りに思うと同時に、訪れる人をもてなすことが出来るまちづくりを進めるため、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」とし、本県の強みである歴史的景観や自然景観、風土や伝統文化を活かしながら、四季折々の彩りを五感で楽しめる庭として整えることで、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくり（「なら四季彩の庭」づくり）を推進する。

10 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

本県では、令和3年4月に「奈良県文化振興条例」を施行し、歴史文化資源の継承と活用、文化活動の振興を両輪として、県の特性を生かした心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指し、取組を推進することとしている。

本方針が対象とする地域においても、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された大峯奥駈道や熊野参詣道小辺路、世界遺産暫定一覧表に記載されている「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」をはじめ、伊勢街道などの古くからの道や、数多くの遺跡、社寺などの貴重な歴史的資源が存在するとともに、古くから地域に根付いてきた独自の生活文化、地域の祭礼行事や伝統芸能等、ポテンシャルの高い地域文化資源を有している。

こうした優れた地域文化資源の活用を図り、地域住民が誇りのもてる魅力的な地域づくりを実現するために、保存・継承のための取組を積極的に推進するとともに、地域自らが行う資源の掘り起こしと創出のための活動を支援する。

さらに、イベントの開催等により他の地域との積極的な文化交流等を深め、多様な媒体を活用した都市等への情報発信により地域文化活動の活性化を図る。

(2) 地域文化の振興等に係る施策の展開

地域に古くから伝承されている祭礼行事や民俗芸能、伝統技術なども含む歴史文化資源などは、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めるための貴重な資源である。こうした地域資源を保存・継承し、再発見する取組を活発化することにより、郷土に対する愛着と誇りを醸成し、地域文化の振興を図るとともに、歴史、文化を活かした都市等との交流をさらに進める。

このため古道や文化財などの歴史文化資源の保存、活用を図るとともに、地域文化を支える人材の養成に努める。

さらに、そうした地域資源の魅力を国内外に広く発信するため、行政、地域住民、NPO、ボランティアなど多様な主体の参画によるイベントの開催やその他の文化交流事業などの取組を促進するとともに、積極的な情報発信等のソフト対策を推進する。

また、地域住民の文化的な環境づくりを推進するため、音楽、絵画、演劇等の芸術文化に関する情報や芸術文化に触れる機会を提供するとともに、地域住民自らが行う身近な文化活動に対する支援等を行う。

11 再生可能エネルギー利用の推進

本県では「緊急時等にも強く、地域のエネルギー資源を使ったエネルギーのかしこい利活用」を目指す方向として、3つの基本方針に従い再生可能エネルギー利用を推進する。

(1) 環境にやさしいエネルギーの利活用による地域活力の向上

地域資源を有効に活用し、地域で生み出すエネルギーを介して、エネルギーによる地域コミュニティの活性化などに取り組むことにより、地域の活性化につなげる。

(2) 緊急時エネルギー対策の推進

大規模停電が発生した場合を想定し、地域の災害拠点施設、避難所、家庭や事業所において、最低限の電力確保を図る。また、過疎地域における燃料等のエネルギー供給の維持を図る。

(3) エネルギーをかしく使うライフスタイルの推進

エネルギーを効率的に利用するライフスタイル・産業活動の定着を図るとともに、熱利用を含むエネルギーの有効的な利用の推進を図る。